

## 伊東市新図書館基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊東市新図書館基本構想の策定に当たり、今後必要な蔵書規模及びサービス内容を検討し、かつ、利用者の利便性の確保及び効率的な運営の実現に向け、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、伊東市新図書館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊東市新図書館基本構想の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 伊東市社会教育委員長
- (3) 伊東市PTA連絡協議会代表
- (4) 元伊東市成人式実行委員
- (5) 伊東市校長会代表
- (6) 伊東市立保育園及び伊東市立幼稚園代表
- (7) 図書館に造詣の深い者

3 委員会は、必要に応じて専門的な事項を検討するためのアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。